

第3節

震災の経験を活かして

1. 地震・原発事故後の諸外国・地域・企業の動向

(1) 日本への渡航に関する措置

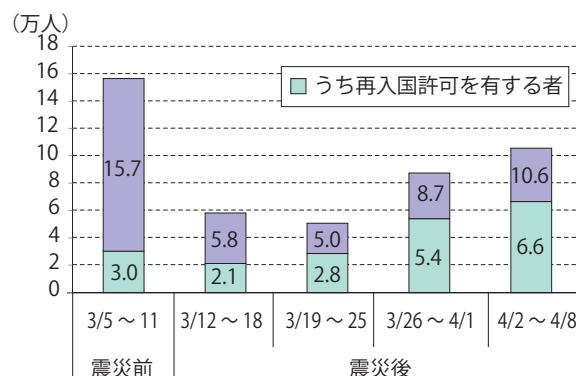
震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、諸外国・地域は、日本への渡航延期・自粛勧告や日本に滞在する国民・居住民の速やかな離日、特定地域からの退避を勧告する等の対応をとった。香港・台湾は特定地域への渡航禁止や速やかな離日の勧告、中国は日本全域への渡航自粛要請、米国や英国は日本国内の特定地域への渡航の延期勧告を実施した。これら一連の対応は国によって対応に多少の差が見られたものの、ICAOやWHO等国際機関が、早くから日本への渡航制限がないことや大気や食品の放射性物質のレベルが健康に影響のない水準であることを表明していたのと比較して、各国・地域は国民・居住民の安全につき慎重な対応を行った。この影響は航空便にも及び、特に東京電力福島第一原子力発電所事故の状況が明らかになるにつれ、航空各社は寄港地変更を行い、成田での離発着便数を減らす他、経由地を関西国際空港や中部空港経由、または近隣国経由に切り替えて、機内食の調達や乗務員の宿泊先を変更する措置をとった。

法務省によると、震災直前の1週間の外国人入国者数は、約15万7千人であったところ、震災直後の1週間は、約5万8千人に急減した（第4-3-1-1図）。特に、再入国許可を有しない観光客やビジネスマンの入国が約12万7千人から約3万8千人に大きく減少した。その後も、外国人観光客やビジネスマンの入国者数は、1週間毎の推移でみると、約2万人、約3.7万人、約3.6万人となっており、震災から1か月の間は震災以前に比べて1割から2割程度と極めて少ない状態が続いている。一方で、入国者全体数では、約5万8千人から、1週間ごとに、約5万人、約8万7千人、約10万6千人と徐々に回復しているのは、震災直後に日本から退去した日本定住外国人（入国許可を有する者）の一部が3月下旬以降、日本に戻りはじめたことが影響している。

一方、外国人出国者数は14万人であったところ、震災直後の1週間は約24万4千人に急増した（第4-3-1-2図）。特に、日本で働く外国人やその家族など、

第4-3-1-1図

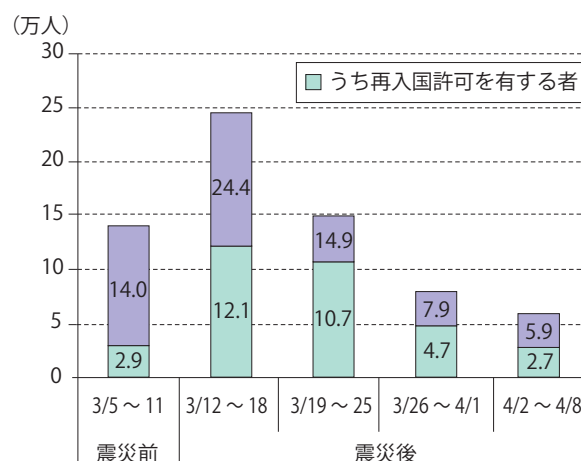
平成23年3月5日以降の外国人入国者数の推移



資料：法務省入国管理局報道発表資料から作成。

第4-3-1-2図

平成23年3月5日以降の外国人出国者数の推移



資料：法務省入国管理局報道発表資料から作成。

再入国許可を有する外国人の出国が約3万人から約12万人に急増した。その後も、再入国許可を有する外国人の出国は、1週間毎に、約11万人、約5万人、約3万人となっており、震災後3週間は、震災以前よりも多く出国する状況が続いた。なお、再入国許可を有しない観光客については、震災直後の1週間で約12万4千人が出国した後は、先に見たとおり、観光客そのものの入国数が激減したため、出国数も少なくなっている。

このように、震災を受け、日本への観光客やビジネスマンの入国が激減したことに加え、日本に定住していた多くの外国人が日本を出国した。また、4月上旬の時点では、観光客、ビジネスマンの入国数は回復する傾向がほとんど見られず、日本を離れた日本定住外国人の一部は日本に再入国しているものの、まだ日本を離れたままの外国人も多いことが分かる。例えば、日本で定職に就いている外国人では、家族を日本国外に残し、単身赴任で日本に戻る者などがあるものと考えられる。

(2) 在京大使館・外資系企業の対応

震災と原発事故発生後、32か国（アジア1か国、欧州5か国、中南米4か国、中東3か国、アフリカ19か国）が在京大使館を一時閉鎖し、西日本や海外へ機能を移転する対応を取った。その後2011年3月下旬をピークに東京から機能を移していた各国大使館は東京での業務を再開し、5月末日には在京の大使館が全て再開された。

また在京外資系企業の中には、震災を受けて東日本太平洋沿岸地域の拠点の一時的閉鎖や社員の国外・関西地方への移転に踏み切る企業もあったが、3月末から徐々に店舗営業や工場の操業を再開している他、本社機能を東京に復帰させる企業も増えてきている。

(3) 諸外国の日本からの輸出品に対して

取られた措置

今般の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連し、一部の国・地域において、我が国の輸出品への放射性物質の検査を要求するなど、規制を強化する措置等がとられている。政府レベルにおいては、各国における輸入規制に対して、累次の首脳会議等において働きかけを行っているほか、在外公館や在京大使館を通じて正確な情報の提供を行うなど、あらゆる機会を通じて過剰な規制となることがないよう働きかけを行っている。他方、民間企業レベルでの荷積み拒否等により、我が国企業の輸出が実質的に困難となる事例も見られた。農林水産物・食品の輸出については、平成23年4月分実績において、対前年同月比14.7%減少、このうち諸外国で輸入規制が強化された食料品については、対前年同月比22.9%の減少となり、5月分も引き続き22.2%の減少となっている。特に中国、EUといった輸入規制が厳しい国に対する食料品の輸出の落ち込みが大きく、対中国の4月

分の輸出実績は対前年同月比64.1%の減少、対EUは54.2%の減少となっている。以下、主要各国の検査規制強化の状況を見ていく（6/10時点の情報による）。

① 米国

食品・農産品等については、米国食品医療局は、2011年3月22日に輸入警告を発出し、一部県の牛乳、乳製品、果物および野菜、これらの加工品について、検査を行うことなく直ちに留置を行う運用を開始した。数度の見直しの後、同年4月12日時点で、①福島県、群馬県、茨城県及び栃木県産の一部野菜、福島県及び茨城県産の牛乳を通関拒否、②福島県、群馬県、茨城県、栃木県、千葉県及び埼玉県産の①以外の牛乳・乳製品、果物及び野菜及びその加工品を全量留置していた。また、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、千葉県及び埼玉県産の②以外の食品、飼料についても検査を強化した。その後も、日本政府の検査結果を踏まえて数度の規制見直しを行い、5月17日時点では、①の対象を福島県及び栃木県産に、②及び検査強化の対象を福島県、茨城県及び栃木県の3県に縮小している。

貨物については、2011年3月23日、米国国土安全保障省及びCoast Guard（海上保安庁）は、積荷についての船上での簡単な放射能検査実施に加え、東京電力福島第一原子力発電所から50マイルゾーンにある予防地域を航行した船舶からの出荷につき、Coast Guardに通知の上、追加的な放射能検査を要請する旨通知を発出した。

② EU

食品・農水産品等及び飼料については、2011年3月27日より、EUは、放射線検査に関する加盟国共通ルールを適用し、3月28日以降に日本から輸出される食品・飼料について、①3月11日より前に生産・製造されたこと、②対象12都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉）以外で産出されたものであること、もしくは、対象12都県産出の場合には、放射線レベルがEU規則上限値以下であることの日本当局の証明書添付を求めているうえ、EU側でサンプル検査を実施している。また、同年5月25日には、制限地域に神奈川県を追加するとともに、実施期間を6月末から9月末に延長した。

鉱工業品については、同年4月14日、欧州委員会は

震災後に日本を離岸した船舶・コンテナの汚染評価の共通閾値を $0.2\mu\text{シーベルト}$ （バックグラウンド値への上乘せ）と定め、これを超える場合に追加的措置を推奨することとした。また、欧州医薬品庁は、食品と同様の13都県で製造された医薬品について、輸出前の放射線検査を要請している。これらに加え、各国の措置として、イタリアでは、日本からの貨物（農産品を除く）のサンプル検査を実施、また、ドイツでは、車両・娯楽用電子機器類についてのランダム検査を実施している。

③ 中国

食品・農水産品等については、2011年3月25日、中国は、関連5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）を対象とした食品・農水産品等の輸入停止措置等を公表し、即日実施した後、同年4月9日から措置がさらに強化された。内容としては、禁輸対象地域の拡大（従来の5県に加え、7都県（宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京）を追加：計12都県）、禁輸対象品目の拡大（全ての食品、農産物及び飼料が対象）、対象地域以外の食品等輸入時の日本政府による「原産地証明」、「放射能検査証明」の要求、食品等を対象としたサンプル検査の実施、が挙げられる。なお、同年3月11日以前に生産された食品等及び4月8日以前に日本の港を出港した食品等については輸入を認めている。その後、同年5月22日の日中首脳会談においては、中国側から安全を確保するとの前提で、①輸入禁止措置の対象地域の中から山梨県及び山形県を除外し10都県とすること、及び②10都県以外の乳製品、野菜、水産物等を除く食品については、放射能検査証明書を不要とすること（「原産地証明」は引き続き必要）が示され、5月27日には、水産物のみを対象とし「原産地証明」、「放射能検査証明」の様式について暫定的に同意がなされた。

なお、同年4月29日には、日本から入国した人員、航空機、船舶コンテナから基準値を超える放射線量が検出された事例が累計30件あったと発表している（対象：2011年3月16日～2011年4月28日）。

④ 韓国

食品・農水産物等については、日本政府が出荷制限している6県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉、神奈川）産の農産物等を暫定輸入中断措置とした。また、1都

12県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉、東京都、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡）の全ての食品（上記6県産の輸入停止しているものを除く）に対しては、日本政府作成の放射能検査の証明書提出を義務付けているほか、1都12県以外の34道府県全ての食品・農水産物等に対しては、日本政府作成の産地証明書提出を義務づけている。

コンテナや貨物外装等については、検査を実施。基準値は、任意の表面 300cm^2 に対し測定した平均値が、 α 線を放出する放射性物質は 0.04 ベクレル、 α 線を放出しない放射性物質は 0.4 ベクレル（いずれも、 1cm^2 当たり）。

⑤ マレーシア

食品・農水産物等については、4月15日以降、日本から輸入される全ての食品に、また、医薬品・化粧品（福島県、茨城県、群馬県、栃木県及び千葉県で製造されたもの）に「放射能検査証明書」の添付を要求しており、証明書が添付されていない医薬品・化粧品については、バッチごとに、サンプル検査が行われた。4月27日には、当局からの日付、産地、放射性物質のいずれかの証明書が添付されている食品は輸入を認めると発表し、即日施行された。

⑥ インドネシア

食品・農水産物等については、3月11日以降に日本から輸入される食品に対し、日本政府が認めた機関による「放射能検査証明書」による対応を要求しており、証明書に不備がある場合、検査はインドネシアの各機関によって行われている。医薬品は輸入業者が添付した文書（製造所、輸送ルート等）を基に個別に検討されている。

⑦ タイ

食品・農水産物等については、日本からの全ての食品の輸入時に、生産地等を示す日本政府機関若しくは都道府県発行の産地証明書等を要求している。なお、福島等12都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉）の食品については、放射性物質検査結果の提示を要求している。なお、5月13日には、タイ政府との間で、産地証明書の要件や様式等が確定された。

第4-3-1-3表 諸外国・地域における放射線検査 実施状況等（鉱工業品分野）（5／26時点）

国・地域	対象品等	基準・実施内容等
アメリカ	日本からの船舶、輸入品	- 米国税関国境保護局（CBP）の担当官が機側／船側まで出向き簡単な一次検査を実施。一時検査において一定以上の放射線量を検知した場合、詳細な二次検査を実施。（その他の点については、他国からの物資と同様に従来通りの放射線検査を実施。） - 福島第一原子力発電所の50マイル（約80キロメートル）域内を航行した船舶に対し、入港前に沿岸警備隊がCBPの検査とは別に放射線検査を実施。
EU	日本からの船舶、コンテナ	日本からの船舶・コンテナの放射能汚染評価基準について、「0.2マイクロシーベルト／時」を採用するようEU加盟各国に推奨。
ドイツ	日本からの輸入品（自動車、電子機器等）	サンプル検査を実施予定。
	日本からの船舶	ハンブルク港では放射線検査を実施（0.2マイクロシーベルト／時）。
オランダ	日本からの船舶、コンテナ	ロッテルダム港では、日本からの船舶について海上で入港前に検査を実施するとともに、着岸後、荷揚げ前のコンテナを検査する予定（0.5マイクロシーベルト／時）。
イタリア	日本からの輸入品	サンプル検査を実施。
ロシア	日本からの輸入品	- コンテナを開けずに外側から簡易検査（全量検査）を実施。 - 基準値超の値が検知された場合、当該貨物からサンプルを抽出し、詳細検査を実施。 - 基準値は0.3マイクロシーベルト／時（自然放射線量は含まない）等。
ウクライナ	輸入品（特に日本の原子力発電所事故により放射線の蓄積が見込まれる地域からの輸入品）	- 既存法令で輸入品に対する放射線検査を義務付け。 3月29日、輸入貨物に対する放射線スクリーニングを強化。
レバノン	日本からの輸入品、日本を原産地とする製品	放射能検査に関する証明書を要求。基準等は公表されていない。
エジプト	日本からの中古車部品、スクラップ	輸入禁止。
	上記以外の輸入品	放射線検査を実施。基準等は公表されていない。
スリランカ	原発被災による放射線被害を受けた地域及びその周辺の日本の港から到着した全ての貨物	右ホームページ上、基準等は公表されていない。
シンガポール	日本からの貨物	- 港では海事港湾庁、空港ではチャンギ空港グループが主体となり、放射線全量検査を実施。 - 基準値は1マイクロシーベルト／時。
ミャンマー	日本からの輸入品	- ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港にて放射線検査を実施。 - 基準値は3マイクロシーベルト／時。
中国	日本からの船舶、航空機、輸入品	- 国家品質監督検査検疫総局が各地の検査検疫機関に対し、通関港での核物質と放射能の監視業務に確実に取り組むよう要請。 ※各地域により貨物等の検査対象や検査方法等が異なっている模様。
香港	日本からの航空貨物、海上貨物	航空貨物は全量表面検査、海上貨物はサンプル表面検査を実施。
	日本からの薬、化粧品等	サンプル検査を実施。
台湾	日本から輸入される、機械類、電気類、電子類、化学工業類、電子情報通信機器類等658品目	- サンプル検査を実施。 - 基準等は原子力委員会が以下の通り設定。 - 放射線管理暫定基準を0.2マイクロシーベルト／時と設定（自然界放射線を含む）。 0.2マイクロシーベルト／時より小さい結果の場合は全て合格；仮に測定結果が0.2マイクロシーベルト／時を超えた場合には、その所有者は除染を行うか、その物品を直接送り返すかの措置を取らなければならない。
	被災地周辺の13箇所の湾岸（宮城県仙台新港等）からの全てのコンテナ	0.2マイクロシーベルト／時以上の放射線量を検知した場合、主管機関に通知するほか、輸入元に対し除染或いは商品の返品措置を採るよう通知。

資料：上記は、掲載時期に公開情報を参考に整理したもの。実際に輸出される場合は、各国・地域のHP等により確認の上、ご対応願います。
資料：経済産業省公表資料から作成。

第4-3-1-4表 主要国・地域における放射線検査・規制の状況（船舶・海上コンテナ等）（5／12時点）

地域	国・地域名	対 象	検査方法	規 制 値	根 拠	備 考
ア	中国	船舶・輸入貨物等共通 ※重点地区のみ	一次検査： γ 線検査 検査検疫関係者により全数ゲート式放射線検査機器による検査（設置がない場合は携帯式放射線検査機器によるサンプル調査）コンテナの開梱等は原則しない。	γ 線量率 $\geq$ バックグラウンド 値の3倍	IAEA「放射線緊急事態時の評価及び対応のための一般的手順」（2000）手順書D2（人及び機器の除染）	バックグラウンド値は、各都市及び各空港・港湾での日々の測定値より設定。
			二次検査： α 線検査、 β 線検査 検査方法は一次検査と同様。表面判定基準に基づく。基準値を超えた場合は、各地の環境保護部門の専門機関に検査を委ね、更に α 線、 β 線検査を実施し、それでも基準値以上であれば専門的な処理方策を実施。	α 線値 $\geq 0.04\text{Bq}/\text{cm}^2$ β 線値 $\geq 0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$	中国の安全標準 ●GB18871-2002「電離放射線防護・保護と放射線の安全基本標準」表B11（作業区域の放射線表面汚染コントロール水準）における「手・皮膚・下着・作業用靴下」 ●GB-11806-2004「放射性物質安全運輸規定」3.14（表面汚染）	
	韓国	海上コンテナ・輸入貨物	コンテナや貨物外装について、任意の表面300 cm^2 を測定。	α 線値 $\geq 0.04\text{Bq}/\text{cm}^2$ その他 $\geq 0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$	教育科学技術部による原子力法（原子力の研究開発、生産、使用等に関する規制等について定めている法律）に基づく基準	放射線量検査の実施に関する根拠法はなし
	香港	海上コンテナ	東京・横浜など比較的福島第一原発から近い港から出港したものを中心に、1日20個程度、サンプル抽出してガイガーカウンターにて表面検査を実施。 ※但し、食物（食品安全センター）、医薬品（食物衛生局衛生科）、化粧品及び身体に触れる衛生商品（香港税関）は貨物単位でサンプル検査。反応があったサンプルについては、政府検査所で最終的な検査を実施。	30 Bq/cm^2	深センにある「大亜湾原発」の関係で香港政府として規定（1993年～）	船舶単位での検査は実施していないが、申告情報を基にコンテナの基準にて入港を判断することがある。
	台湾	海上コンテナ	税関：税関職員が放射能探知機を手に持ち、コンテナ（全量）の外側を測る。 対象のコンテナは、仙台港、仙台塩釜港、石巻港（以上宮城）、小名浜港、相馬港（以上福島）、茨城港、鹿島港、川尻港、大津港、大洗港（以上茨城）、釜石港、宮古港（以上岩手）、八戸港（青森）から全ての海上コンテナ。 規制値を超えた場合、主管機関に通知すると共に、輸入者に放射能の除染作業を行うかコンテナの積み戻しを行うかを通知。	管理暫定基準 0.2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （自然界の放射線量（バックグラウンド値）を含まない）	行政原子力委員会決定 「放射性物質汚染に関する商品検査管理暫定基準」（3/21）	除染は原子力委員会の許可を得た、財中華民国放射線防止協会、国立清華大学、原子力研究所等11機関が担当。
		輸入貨物：電気類、電子類、飼料、化学工業品、機械類等（コンテナ内）	經濟部標準検検局：税関に駐在する職員が放射能測定機器を手に持ち、貨物の包装箱に近づいて、放射性物質の含有量を測定。 規制値を超えた場合は、原子力委員会の暫定基準に基づき対処。 ※サンプリング、ロット等の検査比率に基づき実施			
ア	ベトナム	輸入貨物	放射能汚染が疑われる商品は、輸入許可発行前に検査を行い、商品に基準より多い放射線量が含まれた場合、輸入を許可しないこととなる。	数値について具体的定めがない。		
	シンガポール	輸入貨物	海事港湾庁が全量検査を実施している。	1.0 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	IAEA基準値	
	インドネシア	輸入貨物	国家原子力庁が検査を実施	セシウム137の基準値（数値の単位は Bq/kg ） 牛乳及び乳製品：150。果物及び生鮮野菜：300。肉及び肉製品：100。トウモロコシ、大麦、小麦を含む穀物：300。水産品：100。	農業大臣、海洋水産大臣、保健大臣令	

地域	国・地域名	対 象	検査方法	規 制 値	根 拠	備 考
アジア	タイ	放射線検査の実施なし				
	マレーシア					
	フィリピン					
	インド					
米州	米国	輸入貨物	検査方法の詳細については機密情報のため、明確な回答なし。	● DOT基準：低毒性 α 線及び β 線・ γ 線 $\leq 0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ● 要除染又はDOT管理下： $0.4\text{Bq}/\text{cm}^2 < \text{低毒性}\alpha$ 線及び β 線・ γ 線 $\leq 4\text{Bq}/\text{cm}^2$	Section 5101 of Title 49 of the U.S. Code	※DOT＝米国運輸省
	メキシコ	海上コンテナ	コンテナの外側を測定する。コンテナの測定にて規制値を超えた物は中の貨物を検査。	1.8 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	エネルギー省国家原子力安全・保障措置委員会 放射線安全チームからの聞き取り。	船舶、船員、乗務員、旅客、手荷物に対する放射線量基準はない。日本貨物に限らず実施。
		海上輸入貨物	コンテナ内部の貨物を検査。該当の規制値を超えた場合には貨物を開けて調べ、除染後に再度検査。	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$		
大洋州	豪州	放射線検査の実施なし				
	ニュージーランド	船舶、輸入貨物	明確な回答なし。 (国立放射線研究所が検査主体)	● β 線及び γ 線及び毒性の低い α 線：4 Bq/cm^2 ● その他 α 線：0.4 Bq/cm^2	2009「IAEA放射線物質輸送規則」、2007「ICRP放射線防護勧告」、2000「IAEA放射線物質危機時の評価及び対応の包括手続き」及び豪州放射線防護・原子力安全庁（ARPANSA）の「放射線暴露に伴う緊急事態の介入」	根拠法令：1965年放射線防護法及び1982年放射線防護規則
欧州	EU	船舶・海上コンテナ	船体、甲板、コンテナの表面検査。	0.2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※バックグラウンド値を含まない	欧州委員会エネルギー総局発出推奨文書 (15 April 2011 ENER/D4/AJ/SM/cn Ares (2011))	加盟国に対する推奨値であり、拘束力はない。
	ドイツ	船舶・輸入貨物	船舶検査にて規制値以上の放射能が測定された場合、税関により実施。	4 Bq/cm^2 ※放射線最大値	ドイツ連邦環境省4/8プレスリリース（勧告）	
	(ハンブルク)	船舶・海上コンテナ	事前申告内容より危険性がないとの証明が得られない場合、エルベ河口付近からハンブルク港まで航行中に、上部クルーデッキ、エアコンフィルター、機関部送風フィルターについて州水上警察・消防が測定。基準値を超えた場合は、ハンブルク港外のFinkenwerder Phaehlenに錨泊・再検査。再検査でも超える場合は、洗浄措置等の検討。貨物については税関が検査。	0.2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※バックグラウンド値を除くか不明	ハンブルク州内務省4/12プレスリリース	
	オランダ	輸入貨物：食品や飼料、消費者製品電化製品及び植物	オランダ食品・消費者安全庁（nVWA）による特定貨物検査。 左記の特定貨物に対しては個別検査。			
	英国	海上コンテナ・輸入貨物	英国港湾に到着した全ての貨物・旅客を対象に、不法な放射性物質の英国内持ち込みをスクリーニングするために放射性物質探査を実施。任意の表面の300平方センチメートルの平均に適用。海上貨物で右基準を超える値が探知された場合は所要の汚染防除措置を執るよう指示。	● β 、 γ 、低毒性の α 放射体：4 Bq/cm^2 ● その他の α 放射体：0.4 Bq/cm^2	IAEA「放射性物質の輸送の安全に関する規則（TS-R-1）」第507項	
	ルーマニア	船舶、輸入貨物	表面から10cmのところで計測。	0.1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下 ※バックグラウンド値含まず	ルーマニア原子力活動管理国家委員会委員長指令（14/21.01.2000）に基づき決定された放射線物質安全基本規則第4条	
	スウェーデン	船舶	スウェーデン税関当局へEUの勧告に従うよう通知。具体的検査方法についての回答はなされていない。	0.2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※バックグラウンド値含まず	欧州委員会勧告の準用	

地域	国・地域名	対 象	検査方法	規 制 値	根 拠	備 考
	イタリア					
	スペイン					
	ノルウェー					
	デンマーク					
欧州	ロシア	船舶・輸入貨物	連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁にて検査を実施。船舶については港内にて、輸入貨物においては積み卸しのタイミングにおいて全量検査を実施している。	0.3μSv/h	- 関税同盟の関税法 1995年5月5日ロシア税関委員会令第303号「分裂性・放射性物質に対する税関検査専門職の導入について」 2004年2月4日ロシア税関委員会令第154号「分裂性・放射性物質に対する税関検査を遂行する税関職員の活動についての指示の承認」	
	トルコ	海上コンテナ・輸入貨物	全てのコンテナは大型のゲート式放射線検知器を通して検査する。規制値を超えた場合は別の場所で追加検査、除染を行う。通関できないレベルの汚染が確認されたコンテナ内の貨物でも、汚染されていない貨物については通関できる。			
	クウェート	船舶、輸入貨物	保健省との連携により、税関が港湾にて実施する。	- β, γ, 低毒性のα放射体：0.4Bq/cm² - 高毒性のα放射体：0.04Bq/cm² ※バックグラウンド値除く		
	エジプト	放射線検査の実施なし				

資料：上記は、掲載時期に公開情報を参考に整理したもの。実際に輸出される場合は、各国・地域のHP等により確認の上、ご対応願います。

資料：国土交通省公表資料から作成。

2. 透明性をもった迅速で正確な情報提供のための我が国の取組

今般の震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故によって我が国に対する各国の渡航規制、在日外国人への退避勧告がなされ、外国人の出国や訪日キャンセルが相次ぐ等、首都圏を含めた日本全体に大きな影響が発生した。さらに一部の国・地域において、我が国輸出品への検査や規制を強化する措置等がとられている。そのような中、我が国としても、国際社会に対し透明性を持った迅速かつ正確な情報提供が求められ、対応に最大限努めているところである。例えば、大気・水・食品等のモニタリング体制による検査結果により、各種数値の低減等が示されている。また、それらを受け、国際機関からも明示的に我が国の安全性についての報道発表が行われているところである。我が国としては、今後も確実なモニタリングを継続し、我が国の「安心・安全」を世界に提供していく。以下、各方面における我が国等の取組についてみる。

(1) 短期間に充実させたモニタリング体制

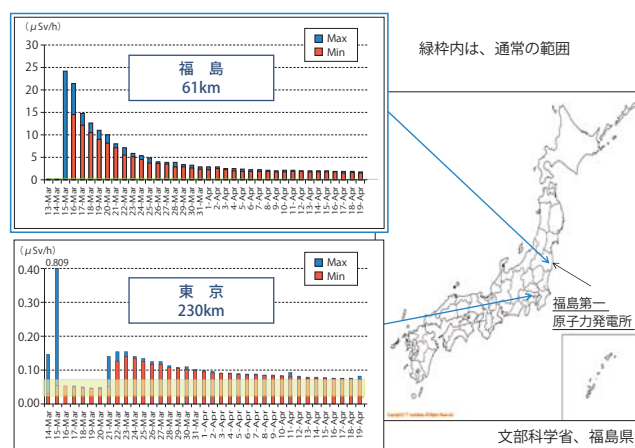
① 環境放射線モニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県及び電力会社等の参加を得て、福島県の20キロ圏以遠を中心とした空間線量、空気中の浮遊塵、土壌などの測定結果を公表しており、また福島県内の小学校、中学校、幼稚園等においても、空間線量等を測定している。さらに、海域でのモニタリングや航空機によるモニタリングも実施している。

東京電力福島第一原子力発電所周辺以外にも、各都道府県に設置されているモニタリングポストによる環境放射能水準調査の結果（第4-3-2-1図）や各都道府県の上水（蛇口水）や降下物の測定結果を公表している。また、全国の大学及び高等専門学校の協力を得て、全国各主要都市における大学等の構内の空間放射線量の測定も実施している。

これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気中の放射線量

第4-3-2-1図 大気中の放射線水準の推移



の水準は、人体に影響を及ぼす水準にない。原発から230km以上離れた東京においては、震災直後の3月15日に $0.809\mu\text{Gy/h}$ ($\mu\text{Sv/h}$)まで一時的に数値が上昇したものの、現在は概ね原発事故前の通常測定値範囲内にある。さらに原発から距離のある大阪や北海道での観測値は、事故直後から一貫して震災前の通常範囲内で推移してきている。また、福島では、3月15日、16日に $25\mu\text{Sv/h}$ 程度の高い数値が観測されたが、その後は $1\sim 3\mu\text{Sv/h}$ の水準で推移している。これら放射線量の目安であるが、例えば $2\mu\text{Sv/h}$ を屋外で1年間浴び続けた場合、人体が受ける放射線量は年間 $17500\mu\text{Sv/h}$ となり、これはCTスキャン2.5回分に相当する。ただし、放射線量は建材などの遮へい物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。

② 水道水のモニタリング

水道水については、3月22日に乳児向け指標等の 100Bq/kg を超える 210Bq/kg の放射性ヨウ素が検出されたため、東京都は乳児の飲用を控えるよう広報を実施した。2日後には 79Bq/kg まで数値が下がったことが確認されており、現在では放射性ヨウ素が検出されない又は微量のみが検出される水準を維持している。同じく乳児の指標等を越える放射性ヨウ素が検出された千葉県、茨城県、栃木県についても同様である。福島県については、飯舘村において一般向け指標等 300Bq/kg を超える 965Bq/kg の放射性ヨウ素が検出され、一般及び乳児における水道水の摂取制限が行われたが、一般向けについては4月1日に、乳児向けについては5月10日に摂取制限が解除されており、現在では他県と同様の水準を維持している。

③ 空港・港湾等のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、日本発のコンテナ及び航空機・船舶に対する放射線検査の実施・強化や京浜港等への寄港取りやめが確認されている。このような事態を受け日本政府は、空港については3月20日から成田及び羽田空港の測定を実施している他、3月中旬から港湾の大気及び海水についての測定結果を国土交通省ホームページ等で公表してきている。輸出コンテナ、船舶については4月22日に発出された「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、4月28日から放射線測定を実施している。

(2) 我が国輸出品の「安全性」

① 食品・農産品

東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることないよう対応するよう、3月17日、各自治体に通知した。他方、原子力安全委員会が指標値を示していない魚介類については、暫定規制値が設定されている野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値である $2,000\text{Bq/kg}$ を準用して対応するよう4月5日に各自治体に通知した。

各都道府県等のモニタリングにより、食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射性物質が検出された食品があったことを受け、3月21日以降、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から関係自治体に対し、一部地域、品目に関しての食品の出荷制限及び摂取制限の指示を発している。その後のモニタリングにより、暫定基準値を安定的に下回る場合には、原子力災害対策本部の示した考え方に基づき、制限が解除されている。なお、諸外国において検査強化等の動きがあり、これに対応して農林水産省では、我が国の食品・農産品の輸出が回復されるよう、主要な輸出先国・地域に直接訪問して我が国の措置や検査結果につき情報提供するなど働きかけを行っている。同時に、主要な輸出先国・地域における食品規制の強化に関する輸出業者への情報提供、検査機関に対する検査機器導入補助、輸出向け検査料の補助を行っている。

② 鉱工業品

海外の取引先から放射線量に関する証明を求められた場合には、輸出企業に対して、放射線量検査機関の紹介や商工会議所による証明サービスの周知を実施し、また、ジェトロにおいては、緊急相談窓口を設置する他、全国36か所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応している。さらに、風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図るため、国が指定した検査機関で輸出品（農林水産品も含む）の放射線検査を行う際の検査料の補助を実施する。

※貿易円滑化事業費補助金

（平成23年度一次補正予算）

総額約7億円 補助率

中小企業：10分の9、大企業：2分の1

③ 港湾における証明体制

「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、4月28日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の放射能検査の証明書の発行が順次開始されている。

④ 業界団体

政府だけでなく、業界団体等においても、取組が進んでいる。自動車工業会は、4月18日に、輸出車を中心に完成車への放射線量検査の実施を発表した。また、独立行政法人産業技術総合研究所では、福島県で行われている鉱工業製品の放射線量検査に対し、放射線測定機器の貸出しや専門家派遣等の支援をしている。

全国の商工会議所では輸出者が作成する放射能非汚染の自己宣誓書に対する「サイン証明」である「放射能検査証明書」について3月28日から発給を開始している（第4-3-2-2図）。発給件数は増加しており、5月20日までで、主要19商工会議所の発給件数は2754件であり、そのうち、鉱工業製品関係の件数は全体の65.2%となっている（日本商工会議所調べ）。各地商工会議所では、文部科学省の環境放射能水準調査結果や国際放射線防護委員会（ICRP）の基準値を引用する形式の「自己宣誓書のひな型」を公開している。全国の企業で商取引上の要請に基づく対応策として活用されており、5月20日現在、全国236商工会議所で発給業務を実施している。他方、5月22日時点において、国内の放射線検査機関は21か所であり、この他、都

第4-3-2-2図

日本国政府が公表する環境放射能水準調査結果を引用する形での「輸出者宣誓書の雛型」（東京商工会議所作成・公表）

(SAMPLE)

To: _____, 2011

CERTIFICATE OF ENVIRONMENTAL RADIOACTIVITY LEVEL

In accordance with the official Environmental Radioactivity Level by Prefecture report published by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan, ABC Corporation hereby notifies you of recent environmental radioactivity level monitoring results in the principal city of the prefecture in which the manufacturer produced the cargo for exportation described below. This is one of the most reliable sources of information on environmental radioactivity levels in Japan.

In addition to the above, ABC Corporation certifies that the annualized radiation dose in Item 3-b. is below the individual dose limit (public exposure) in a year (cites in International Commission on Radiological Protection (ICRP) publication 103)

- Monitoring date:
- Monitoring site (as described above):
- Monitoring results:
 - Average radiation dose: _____ μ Sv/h
 - Annualized radiation dose(a. x 24h x 365d): _____ μ Sv/y
- Individual dose limit (public exposure) in a year (cites in ICRP publication 103): 1,000 μ Sv/y
- Name and address of exporter:
- Name and address of importer:
- Invoice number:
- Description and quantity of cargo for exportation:
- City of manufacturer's location:
- Date of scheduled shipment(on or about):

ABC Corporation

(Signature) _____

Taro Yamada
General Manager

資料：東京商工会議所公表資料から作成。

道府県等での検査実施の準備が進んでいる。

⑤ 風評被害に係る貿易保険による対応

独立行政法人日本貿易保険（NEXI）では、2011年4月11日に、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケースなど貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表した。また、相談窓口をNEXI内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等を広く受け付けている。

(3) 正確で迅速な対外情報発信

① 政府に対する情報発信

3月31日の日仏首脳会談や4月21日の日豪首脳会談では菅総理大臣から今般の東日本大震災とその後の状況につき直接説明が行われたほか、4月24日の日中韓経済貿易大臣会合、6月下旬の原子力安全に関するIAEA閣僚会議においては、海江田経済産業大臣が

第4-3-2-3図
IAEA 閣僚会議における海江田経済産業大臣の演説



ら、また3月14日のG8外相会合、19日の日中韓外相会議、4月9日の日ASEAN特別外相会議、17日の日米外相会談においては、松本外務大臣から説明がなされた（第4-3-2-3図）。また5月末開催のAPEC貿易大臣会合、第4回日中韓サミット、OECD閣僚理事会及びG8ドーヴィル・サミット等でも、我が国の置かれた状況の説明を行い、各国の輸出入関連措置等に関しては、各成果文書の中で各国の関係当局が科学的根拠に基づいて適切な対応を行うことの重要性が確認された（第4-3-2-4表）。

政府は3月13日からは原則として毎日、5月18日からは原則として週3日、在京外交団や国際機関に対

し、原発事故をめぐる状況を中心に、食品・水の安全、港湾・空港の安全等について説明会を実施し、更新情報の説明や質疑応答を通じた正確な情報発信に努めている。4月27日には、大阪でも領事団に対し説明会を実施した。

② 産業界・外国メディア等に対する情報発信

外務省は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、4月20日からは、世界各地における在外公館とJETRO等の協力による説明会を開催している（6月3日現在、北京・ロンドン・上海・ロサンゼルス・バンコク・ソウル・パリ・デュッセルドルフ・台北（交流協会主催）・メキシコシティ・香港・ミラノ・シンガポール・ニューヨーク・ブリュッセルの12か国・地域、15都市で開催済み）（第4-3-2-5図）。東京電力福島第一原発をめぐる現状等に関する資料も全在外公館に送付しており、在外公館は、相手国政府要人のみならず、有識者への働きかけや現地メディア及びインターネット等を通じて各国の関係者に正確な情報を発信し、科学的根拠に基づく対応を要請している。大使のTV出演やインタビュー、プレスリリース、ミニブログ等による在外公館からの情報発信、働きかけ等は、世界中で延べ1,500件以上にのぼる（5月11日現在）。

国内でも各種説明会を開催しており、産業界向けに3月31日と4月28日に東京で、6月2日に大阪で開催され、合計で266名の参加があった。経済産業省は

第4-3-2-4表 国際会議の成果文書（風評被害対応部分を抜粋）

1	APEC貿易担当大臣会合（5月19、20日）の議長声明	「我々は、アジア太平洋地域における物品、サービス及び人の円滑な流れの迅速な回復を確保することの重要性を認識し、この地域における最近の自然災害を受けて、WTO協定と不整合な措置を講じないことに合意した。」
2	経済産業省と中国・商務部との共同文書（5月21日）	「両国の経済貿易協力を阻害する風評被害の防止のために、双方は、科学的根拠に基づき対応し、両国の貿易の円滑な発展を推進することで一致した。」
3	第4回日中韓サミット（5月22日）の首脳宣言の付属文書「原子力安全協力」	「我々は、原子力事故の際には、製品の安全性について科学的証拠に基づき必要な対応を慎重にとることが重要であるとの見解を共有した。」
4	OECD閣僚理事会（5月25、26日）の議長総括	「閣僚は保護主義に対抗することへのコミットメントを新たにするとともに、最近の自然災害を受けて、WTO協定と不整合な措置を講じないことの必要性についての見解を共有した。」
5	G8ドーヴィル・サミット（5月26、27日）の首脳宣言	「日本の総理大臣は、原子力事故による影響を含め、世界経済に対して今回の災害が与える不確実性を最小化するためにあらゆる努力を行うと説明した。特に、原子力に関する非常事態について、必要な全ての関連する情報を適時提供することを約束し、日本からの輸出品が安全であることを確保するとした。我々は、物品と渡航に対する措置が科学的根拠に基づくべきであることを強調した。」
6	日EU定期首脳協議（5月28日）の共同プレス声明	「日EU首脳は、十分な科学的根拠に基づき物品及び人の流れを含む対応をとることが重要であるとの認識で一致した。」

資料：経済産業省作成。

第 4-3-2-5 図
東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故にかかる在外公館とJETRO 等協力による海外説明会の様子と資料一部

北 京（4月20日）



ロンドン（4月21日）



資 料（英語版）

Great Support of the International Community

Japan deeply appreciates the assistance offered from

156 countries and regions and 41 international organizations

Rescue teams were sent from 28 countries, regions and international organizations

(As of May 19th)

US Navy/US Pacific Command (Operation Tomodachi)

資 料（ロシア語版）

Обеспечение безопасности продуктов питания, питьевой воды, рабочих станции, промышленной продукции, портов и аэропортов
Обеспечение безопасности продуктов питания

Япония ежедневно проверяет продукты питания на радиоактивность и, принимая во внимание распространение загрязнений, ограничивает дистрибуцию продуктов питания, не удовлетворяющих распространение загрязнений, ограничивает дистрибуцию продуктов питания, не удовлетворяющих

Инструкции (на 16мая 2011г.)

... Не отгружается

*** Префектура Фукусима**

- Сырое молоко
- Бескочанные листовые овощи (напр., шпинат)
- Кочанные листовые овощи (напр., капуста)
- Капустоцветные овощи (напр., брокколи, цветная капуста) - Турнепс
- Грибы «шитаке», выращенные на дереве (на открытых плантациях)
- Бамбука стрелать
- Страуса папоротника- Молодь (малыи) японской лесчани

*** ПрефектураИбараки**

- Шпинат

<http://www.mhlw.go.jp/english/topics/2011eq/index.html>

Источник: Министерство здравоохранения, труда и общественного благосостояния

中国語版

此次地震后的修复重建速度 :(1) 东北高速公路

➢ 东北高速公路是连接东北地区与关东地区的大动脉，也是交通和物流的重要通道，沿线有很多工业区。

➢ 3月11日，总长675公里的高速公路中有347公里受灾，但3月22日便完成了应急修复，3月24日全面解除交通管制。



韓国語版

공업제품의 안전 확보

○일본의 제조업계는 자사 제품의 안전성 확보를 위해 전력을 다하고 있다.

○검사기관과 업계단체는 수출용 제품의 방사선량을 측정하고 안전을 확인하고 있다.

주된 검사기관

- 일본해사검정협회
- 신일본검정협회
- 전일본검수협회

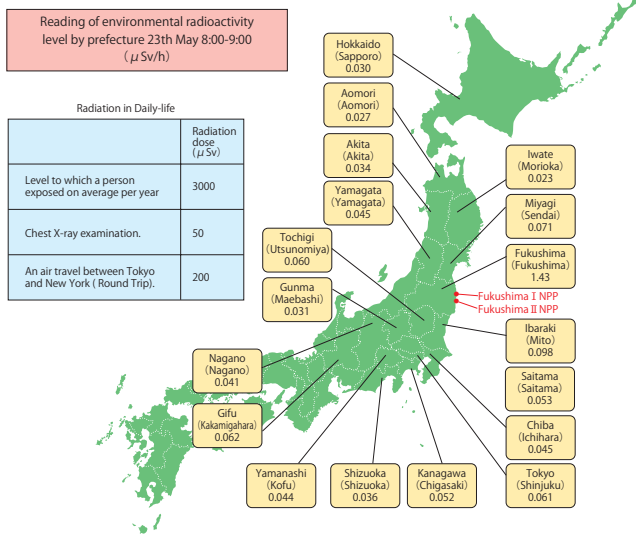
JETRO 홈페이지에 게재
http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318_11.html

일본자동차공업회(JAMA)
는 후쿠시마 원자력발전소 사고에 따른 방사선량 계측에 대해 회장 코멘트를 발표했다.(2011년4월18일)

<발해>
회원 각사의 제조 거점이나 차량의 적출량의대기는 건강에 영향을 끼치지 않는 레벨이며,이제까지 측정된 차량 표면의 방사선량은3월25일이후, 문부과학성이 각 도도부현(都道府縣)에서계측해원자력안전위원회가「건강에 영향을미치지 않는다」고 평가하고 있는 수치의범위내에 들어갑니다.

JAMA홈페이지
http://release.jama.or.jp/sys/comment/detail.pl?item_id=513

第4-3-2-6図
政府より毎日各方面へメール配信している都道府県別・
放射能水準値マップ



Sources : Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology HP Fukushima prefecture HP

さらに3月14日より、震災と原子力発電所事故関連につき、外国政府・オピニオンリーダー、メディア、専門家等に向けて毎日メールで情報提供を行なっている（第4-3-2-6図）。開始時点から、送付されたメールは延べ約41,800通にのぼる（4月27日時点）。

また、在京外国メディア特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを震災発生以降4月末まではほぼ毎日、その後も随時実施している。3月20日、21日には福田内閣官房副長官、4月12日には枝野内閣官房長官、4月17日、27日、5月9日、19日には細野総理大臣補佐官が、それぞれ外国メディア向けの会見を実施した。さらに世界経済フォーラム・グローバル・リスク会議に枝野官房長官がメッセージを発出する等、世界のオピニオンリーダーに対しても積極的に説明を行っている。その他の政府の施策として、総理や閣僚等による外国メディアのインタビューへの対応や英文プレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取組みがある。菅総理大臣は米国ワシントンポスト紙等に、松本外務大臣はインターナショナルヘラルドトリビューン紙に寄稿を行った。政府は、今後も引き続き外国メディアへの積極的な情報発信に取り組んでいく方針である。

(4) 国際機関の対応

① 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」

2011年3月18日、ICAOより、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等、国連5機関¹を代表するかたちで、「日本への渡航制限はない」とするプレスリリースが出された。それによると、日本発着の国際航空輸送は、津波の直接的影響を受けた空港を除き、通常通り行うことが可能であり、日本発着の国際航空輸送に制限を掛ける医学的根拠は現時点ではないが、今後とも国連機関が状況を綿密に監視しており、助言をすることとなっている。また、現時点で、日本からの国際旅客に放射能に関するスクリーニングを掛ける必要はなく、いくつかの空港で放射能レベルの上昇が認められるが、健康上のリスクは現時点では全くない、としている。

4月1日には、ICAOより、上記プレスリリースの追報として、「日本における現在の放射能レベルと渡航アドバイス」との件名で新たにプレスリリースが行われ、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の監視結果として、健康上又は輸送の安全上の危険がないこと、現時点で日本から到着する旅客に対し、放射能に関するスクリーニングを行う必要がないことを確認するものである。

4月14日には、4月1日付プレスリリースの追報として「日本発着の旅行及び輸送に関する現況」と題するプレスリリースを発出している。それによると、被災した東京電力福島第一原子力発電所の影響を注視している国連機関は、現在の放射線レベルが旅客及び乗務員の健康や輸送の安全に支障となるものではないと引き続き確信している。日本の空港及び港湾の周辺における放射線モニタリングは引き続き放射線レベルが健康上十分に安全な範囲内にあることを示している。また、現在までに各国独自の判断により、日本からの旅客、乗務員及び貨物に対して実施されているモニタリングの結果でも、健康上及び安全上の危険は全く認められていない。現時点において、世界の空港及び港湾において、健康及び安全の確保を目的とした放射線に関するスクリーニングを行うことは不要、としている。

¹ 本件の監視プロセスに関与している国連機関は、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、世界気象機関（WMO）、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）である。

② 国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」

上記、3月18日付のICAOからのプレスリリース「日本への渡航制限はない」を受け、IATAより19日付で「日本への渡航制限はない」とするプレスリリースが行われている。その中でIATAは、ICAOが国連機関5機関を代表し、日本発着の航空輸送の安全性を宣言したこと、さらに、日本からの到着旅客に対して放射線スクリーニングを行う医学上の必要性がなく、空港の放射線レベルについて健康上のリスクは全くないことを確認したと宣言したことを支持している。

なお、4月1日には、ICAOから「日本における現在の放射能レベルと渡航アドバイス」と題するプレスリリースが発出されたことを受け、同日、IATAより、「国連機関が日本の航空の安全を確認－旅客へのスクリーニングは不要」との件名でプレスリリースが行われている。内容としてはICAOと同じく、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の監視結果として、健康上又は輸送の安全上の危険がないこと、現時点で日本から到着する旅客に対し、放射能に関するスクリーニングを行う必要がないことを確認するものである。

③ 国際海事機関（IMO）「日本港湾での放射能による健康被害はない」

3月21日、IMOは、上記3月18日付のICAOのプレスリリースと同内容のプレスリリースを発出した。3月24日には、IMOより「2011年3月11日の地震及び津波による日本周辺海域の航海について」と題する締約国宛の回章を発出したことがプレスリリースされた。同プレスリリースによるとIMOは船主に、東京電力福島第一原子力発電所の被害を受けて、加盟国に

対しNAVAREA XIの調整国（日本）から発出される最新の航行警報に船主及び船長が従うよう勧告することを求める内容の回章を発出したところ、当該回章に、日本の国土交通省は、地震及び津波の被害のない国際港湾は平常通り運営されており、地方自治体の放射能測定結果から、これら港湾周辺における放射能による健康被害はないことを確認したと記している。

また、IMOより、4月1日付で「日本における現在の放射線レベル及び渡航情報」と題する締約国宛の回章を発出したことがプレスリリースされている（ICAOより同日付で発出されたプレスリリースと同内容）。

さらに、4月15日付でIMOより「日本発着の旅行及び輸送に関する現況」と題するプレスリリースが発出、本件プレスリリースにあわせ締約国宛の回章を発出した。主な内容は以下の通り。

(1)被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所の影響を綿密に監視している国連機関は、現在の放射線レベルが乗員乗客の健康及び輸送安全性に影響を与えるものではないと引き続き確信している。

(2)日本における空港及び港湾周辺の放射線モニタリングは、引き続き放射線レベルが健康の観点からみた安全基準値内に十分収まっていることを確認している。さらに、現在までに各国において、その国の方針に基づき行われている日本からの乗員乗客および貨物のモニタリングは、健康上及び安全上の危険は全く認められていない。したがって、現時点で、世界の空港及び港湾において健康及び安全の確保を目的とした放射線に関する検査は不要と考えられる。

(3)日本発着の旅行及び輸送に関する情報は、INES評価とは無関係であるとしている。

3. 震災の経験を活かして

以上のように、今回の震災及び原子力発電所事故によって、一部の国・地域における我が国輸出品への検査や規制を強化する措置を始めとする物流、観光、航空等、我が国の経済活動に広範囲の影響が及んでいる事態を受け、我が国としても、国際社会に対し透明性を持った迅速かつ正確な情報提供が求められ、対応に最大限努めてきた。早急に構築された大気・水等のモニタリング体制による検査結果により、各種数値の低

減等が示されているところである。上記のとおり、国際機関からも明示的に我が国の安全性についての報道発表が行われているところである。

今回の風評被害問題は、検査等のコストがかかり、場合によって輸出自体ができない等、企業等の国際競争力を著しく低下させる問題であり、また、企業努力では対処が非常に困難な問題である。今後、あらゆる国・地域において可能性がないとはいえない震災等の

「二次被害」を防ぎ、世界の経済・通商活動の円滑な実施を確保することは、重要である。その点、平時から、国際的な議論のもと、緊急事態に見舞われた際の対応や協力体制を検討していくことは有意義である。現在、我が国は世界各国・地域からの多大なる支援を

受け、復旧・復興に向けた取組みを進めている。こうした支援に対する謝意を表明する意味でも、今回の我が国の経験・教訓の共有を行い、一国のみでなく多国間協力のもと対策に向けた体制を構築する議論を主導していくことが、我が国の責務の一つとなろう。